

## 市民活動推進審議会における調査審議事項について

### 1 趣旨

大阪市においては、少人数世帯・高齢単身世帯の増加やマンションなどの共同住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化、個人の生活様式や価値観の多様化などに伴い、人と人とのつながりの希薄化がみられ、これまで地域で担われてきた自助・共助の機能が低下する一方で、地域課題はより一層複雑・多様化している。

こうした状況を克服するためには、地域の実情を最もよく知っている地域の住民等が中心となり、人と人とのつながりづくりを進めて自助・共助の機能を復興するとともに、「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもとで、地域住民のいわゆる「地縁」による地域団体と、NPO、企業などの多様な活動主体とが相互に理解し信頼し合いながら連携協働していくとともに、これらの活動主体と行政とが協働することによって、複雑・多様化する地域課題に取り組んでいくことが求められている。

この間、本市では、「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)」への取組として、地域活動協議会の形成を進めてきており、平成24年7月に策定した市政改革プランや平成27年2月に策定した豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針の中で、柱立ての一つとして「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を位置づけ、引き続き地域活動協議会を核とした自律した地域運営、校区等地域を越えた多様な主体のネットワーク拡充などを進めているところである。

また、平成27年10月に、市民活動推進審議会からいただいた「大阪市における市民活動の推進に向けた提言～多様な主体の協働による市民活動の活性化～」では、多様な主体の連携協働に向けた有効な取組としてオープンな（開かれた）場の提供などのご提案をいただくとともに、今後の課題も示していただいたところである。

現在、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向けては、地域活動協議会の形成は一定進んできたところであるが、その活動状況については、地域団体とNPO・企業との連携や「当事者意識」を持った「多様な主体」の参加が必ずしも十分に図られているとはいえない地域もあり、地縁型の地域団体とテーマ型のNPO、さらには企業等との協働（つながり）の実現に向けて、行政としてとるべき方策について、前回の提言を引き継ぎ、本市の地域活動協議会の活動実態を踏まえて、専門的な観点から調査審議し、ご意見をいただくものとする。

### 2 調査審議（依頼）事項

本市の地域活動協議会の活動の現状を踏まえ、地域団体をはじめとする多様な活動主体が互いに補完しながら協働して課題の解決に取り組む地域社会づくりに向けて本市が取り組むべき方策（別紙）